



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年3月11日火曜日 第1945号

◇ 目 次 ◇ 規 則

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則..... 151

告 示

公衆浴場入浴料金の価格..... 152
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更..... 152
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の名称及び所在地の変更... 153
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の名称の変更..... 153
指定相談支援を行う事業所の名称及び所在地の変更..... 154
指定障害福祉サービス事業の廃止（4件）..... 154
大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... 157
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... 157

土地改良区役員の就退任の届出（2件）..... 158
町営土地改良事業の施行の同意..... 159
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正..... 159
漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）..... 161
浸水想定区域の指定（2件）..... 161
開発行為に関する工事の完了..... 161

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 161

選挙管理委員会告示

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程..... 162

規 則

○愛媛県規則第4号

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する規則（平成12年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、法第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第15号八</u>、<u>第62条の3第4項第15号八</u>又は第63条第3項第5号イの規定による認定（以下「認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（認定に基づく地位の承継）</p> <p>第8条 認定を受けた者の相続人その他の承継人又は認定を受けた者から当該造成区域内の土地の所有権その他当該造成を施行する権原を取得した者（<u>法第31条の2第2項第15号八</u>及び<u>第62条の3第4項第15号八</u>の規定による認定にあっては、それぞれこれらの規定に規定する個人又は法人に限る。）は、第6条第1項の申請をするまでの間に限り、認定に基づく地位の承継について、地位承継届出書（様式第7号）を知事に届け出ることにより、その地位を承継することができる。</p> <p>様式第1号（第2条関係） 優良宅地認定申請書</p>		<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、法第28条の4第3項第5号イ、<u>第31条の2第2項第14号八</u>、<u>第62条の3第4項第14号八</u>又は第63条第3項第5号イの規定による認定（以下「認定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（認定に基づく地位の承継）</p> <p>第8条 認定を受けた者の相続人その他の承継人又は認定を受けた者から当該造成区域内の土地の所有権その他当該造成を施行する権原を取得した者（<u>法第31条の2第2項第14号八</u>及び<u>第62条の3第4項第14号八</u>の規定による認定にあっては、それぞれこれらの規定に規定する個人又は法人に限る。）は、第6条第1項の申請をするまでの間に限り、認定に基づく地位の承継について、地位承継届出書（様式第7号）を知事に届け出ることにより、その地位を承継することができる。</p> <p>様式第1号（第2条関係） 優良宅地認定申請書</p>	
省略	省略	省略	省略
造成宅地	1 租税特別措置法 （昭和32年法律第 第31条の2第2項第15号八	造成宅地	1 租税特別措置法 （昭和32年法律第 第31条の2第2項第14号八

の概要	26号) 該当条項	第62条の3第4項第15号ハ 省略
	2 ~ 8 省略	
省略		

注 省略

様式第3号(第4条関係) 優良宅地認定書

省略		
8 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 該当条項	省略	第31条の2第2項第15号ハ 第62条の3第4項第15号ハ 省略
省略		

注 省略

様式第4号(第6条関係) 優良宅地証明申請書

省略		
造成宅地の概要	1 ~ 5 省略	
	6 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 該当条項	省略 第31条の2第2項第15号ハ 第62条の3第4項第15号ハ 省略
	7 省略	
省略		

注 省略

様式第5号(第6条関係) 優良宅地証明書

省略		
7 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 該当条項	省略	第31条の2第2項第15号ハ 第62条の3第4項第15号ハ 省略
省略		

注 省略

の概要	26号) 該当条項	第62条の3第4項第14号ハ 省略
	2 ~ 8 省略	
省略		

注 省略

様式第3号(第4条関係) 優良宅地認定書

省略		
8 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 該当条項	省略	第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 省略
省略		

注 省略

様式第4号(第6条関係) 優良宅地証明申請書

省略		
造成宅地の概要	1 ~ 5 省略	
	6 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 該当条項	省略 第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 省略
	7 省略	
省略		

注 省略

様式第5号(第6条関係) 優良宅地証明書

省略		
7 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 該当条項	省略	第31条の2第2項第14号ハ 第62条の3第4項第14号ハ 省略
省略		

注 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第323号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条に規定する公衆浴場入浴料金の価格を次のように定め、平成20年4月1日から施行し、公衆浴場入浴料金の価格(平成17年9月愛媛県告示第1663号)は、平成20年3月31日限り、廃止する。

平成20年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

区 分	大人 (12歳以上の者をいう。)	中人 (6歳以上12歳未満の者をいう。)	小人 (6歳未満の者をいう。)
価 格	360円	150円	60円

○愛媛県告示第324号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
3810100648	社団法人松山市シルバー人材センター	松山市若草町8-3	大 亀 孝 裕	居宅介護	松山シルバー中島居宅介護事業所	松山市中島大浦3081番地	松山市中島大浦4764番地	平成19年3月26日
3810100648	社団法人松山市シルバー人材センター	松山市若草町8-3	大 亀 孝 裕	重度訪問介護	松山シルバー中島居宅介護事業所	松山市中島大浦3081番地	松山市中島大浦4764番地	平成19年3月26日
3811400062	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市野村町野村12号15番地	大 塚 功	居宅介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会宇和支所	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	西予市卯之町四丁目746番地	平成19年7月13日
3811400062	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市野村町野村12号15番地	大 塚 功	重度訪問介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会宇和支所	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	西予市卯之町四丁目746番地	平成19年7月13日
3811300114	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町2005番の1	武 村 志 延	就労移行支援	たのしみ	四国中央市豊岡町大町2005番の1	四国中央市土居町津根3566番地1	平成19年8月7日
3811300015	医療法人明生会	四国中央市金生町下分1249番地	長谷川 一 朗	居宅介護	指定訪問介護事業所「ひまわり」	四国中央市金生町下分1234番地の1	四国中央市金生町下分1330番地	平成19年10月18日
3811300015	医療法人明生会	四国中央市金生町下分1249番地	長谷川 一 朗	重度訪問介護	指定訪問介護事業所「ひまわり」	四国中央市金生町下分1234番地の1	四国中央市金生町下分1330番地	平成19年10月18日
3810500060	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺 河 駿	居宅介護	株式会社悠遊社新居浜事業所	新居浜市岸の上町一丁目10-40	新居浜市星原町11-40	平成19年10月26日
3810500060	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺 河 駿	重度訪問介護	株式会社悠遊社新居浜事業所	新居浜市岸の上町一丁目10-40	新居浜市星原町11-40	平成19年10月26日
3810400147	セントケア愛媛株式会社	松山市古川南二丁目7番27号	岡 田 修 一	居宅介護	セントケア八幡浜	八幡浜市産業通4番16号	八幡浜市江戸岡1-8-5マルビル1階	平成19年11月21日
3810400147	セントケア愛媛株式会社	松山市古川南二丁目7番27号	岡 田 修 一	重度訪問介護	セントケア八幡浜	八幡浜市産業通4番16号	八幡浜市江戸岡1-8-5マルビル1階	平成19年11月21日
3814000109	特定非営利活動法人たちばな	南宇和郡愛南町御荘平城3704番地1	猪 野 信 代	就労継続支援B型	ワークハウスたちばな	南宇和郡愛南町城辺甲84番地1	南宇和郡愛南町御荘平城3659番地1	平成19年11月27日
3810200224	有限会社武吉	今治市横田町一丁目6番3号	近 藤 朋 子	居宅介護	武吉ホームヘルプサービス今治	今治市郷新屋敷町5-3-2	今治市郷新屋敷町2-2-5	平成19年12月27日
3810200224	有限会社武吉	今治市横田町一丁目6番3号	近 藤 朋 子	重度訪問介護	武吉ホームヘルプサービス今治	今治市郷新屋敷町5-3-2	今治市郷新屋敷町2-2-5	平成19年12月27日

○愛媛県告示第325号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所				届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称		所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
3820100018	NPO法人どんまい	松山市白水台一丁目6番地4	谷 本 圭 吾	共同生活介護	どんまいハウス・こもれび	どんまいハウス	松山市湊町三丁目2-23	松山市愛光町2-4	平成19年4月1日
3810100069	まるく株式会社	松山市吉藤三丁目4番6号	北 野 賢 三	就労継続支援A型	デイセンターまるく	まるく株式会社	松山市問屋町8-30問屋町マンション1階	松山市吉藤三丁目4-6ソーシャルビル	平成19年9月10日

○愛媛県告示第326号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称		所 在 地	
					変 更 前	変 更 後		
3810500052	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 巖	居宅介護	アイリスケアセンターたきはま	ニチイケアセンターたきはま	新居浜市阿島一丁目7番24号	平成19年4月3日
3810500052	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 巖	重度訪問介護	アイリスケアセンターたきはま	ニチイケアセンターたきはま	新居浜市阿島一丁目7番24号	平成19年4月3日

3810200034	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 蟻	居宅介護	アイリスケアセンター今治	ニチイケアセンター今治	今治市黄金町四丁目1-18塩見ビル1F	平成19年4月4日
3810200034	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 蟻	重度訪問介護	アイリスケアセンター今治	ニチイケアセンター今治	今治市黄金町四丁目1-18塩見ビル1F	平成19年4月4日
3810300065	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 蟻	居宅介護	アイリスケアセンターあけぼの	ニチイケアセンターあけぼの	宇和島市寿町1-5-8	平成19年4月10日
3810300065	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 蟻	重度訪問介護	アイリスケアセンターあけぼの	ニチイケアセンターあけぼの	宇和島市寿町1-5-8	平成19年4月10日
3810300073	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 蟻	居宅介護	アイリスケアセンターうわじま	ニチイケアセンターうわじま	宇和島市川内甲978-1	平成19年4月10日
3810300073	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 蟻	重度訪問介護	アイリスケアセンターうわじま	ニチイケアセンターうわじま	宇和島市川内甲978-1	平成19年4月10日
3810100176	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 蟻	居宅介護	アイリスケアセンターやまごえ	ニチイケアセンターやまごえ	松山市山越六丁目7-20	平成19年4月16日
3810100176	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 蟻	重度訪問介護	アイリスケアセンターやまごえ	ニチイケアセンターやまごえ	松山市山越六丁目7-20	平成19年4月16日
3811400104	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市野村町野村12号15番	大塚 功	居宅介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会野村支所	社会福祉法人西予市社会福祉協議会本所	西予市野村町野村12号15番地	平成19年6月20日
3811400104	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市野村町野村12号15番	大塚 功	重度訪問介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会野村支所	社会福祉法人西予市社会福祉協議会本所	西予市野村町野村12号15番地	平成19年6月20日
3811400062	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市野村町野村12号15番	大塚 功	居宅介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会本所	社会福祉法人西予市社会福祉協議会宇和支所	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	平成19年6月20日
3811400062	社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市野村町野村12号15番	大塚 功	重度訪問介護	社会福祉法人西予市社会福祉協議会本所	社会福祉法人西予市社会福祉協議会宇和支所	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	平成19年6月20日
3810100010	NPO法人ほっとねっと	松山市道後湯月町3-3	屋宮 康紀	居宅介護	障害者ヘルパーステーションほっとねっと	ヘルパーステーションほっとねっと	松山市南久米町665-16	平成19年11月1日
3810100010	NPO法人ほっとねっと	松山市道後湯月町3-3	屋宮 康紀	重度訪問介護	障害者ヘルパーステーションほっとねっと	ヘルパーステーションほっとねっと	松山市南久米町665-16	平成19年11月1日
3810100010	NPO法人ほっとねっと	松山市道後湯月町3-3	屋宮 康紀	行動援護	障害者ヘルパーステーションほっとねっと	ヘルパーステーションほっとねっと	松山市南久米町665-16	平成19年11月1日

○愛媛県告示第327号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり指定相談支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定相談支援事業者			指定相談支援事業所				届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名称		所在地		
				変更前	変更後	変更前	変更後	
3831300029	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町2005番の1	武村志延	相談支援事業所こんぼす	四国中央市障害児者相談支援センター	四国中央市三島宮川四丁目5-7	四国中央市三島宮川四丁目6-55 商工会館1階	平成19年7月5日

○愛媛県告示第328号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届出年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810500037	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	居宅介護	株式会社コムスンにはまケアセンター	新居浜市宮西町4-4 ジツタビル12F	平成19年10月31日
3810500037	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	重度訪問介護	株式会社コムスンにはまケアセンター	新居浜市宮西町4-4 ジツタビル12F	平成19年10月31日

3810100127	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	居宅介護	株式会社コムスン松山ケアセンター	松山市久万ノ台706-3	平成19年10月31日
3810100127	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	重度訪問介護	株式会社コムスン松山ケアセンター	松山市久万ノ台706-3	平成19年10月31日
3810100150	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	居宅介護	株式会社コムスン北久米ケアセンター	松山市北久米町560-3 安永ビル1F	平成19年10月31日
3810100150	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	重度訪問介護	株式会社コムスン北久米ケアセンター	松山市北久米町560-3 安永ビル1F	平成19年10月31日
3810400030	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	居宅介護	株式会社コムスン八幡浜ケアセンター	八幡浜市産業通4-16	平成19年10月31日
3810400030	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	重度訪問介護	株式会社コムスン八幡浜ケアセンター	八幡浜市産業通4-16	平成19年10月31日
3811400013	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	居宅介護	株式会社コムスン宇和町ケアセンター	西予市宇和町下松葉457ヒロハイツ102号	平成19年10月31日
3811400013	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	重度訪問介護	株式会社コムスン宇和町ケアセンター	西予市宇和町下松葉457ヒロハイツ102号	平成19年10月31日
3810300057	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	居宅介護	株式会社コムスン宇和島ケアセンター	宇和島市佐伯町2-3-21佐伯町ハイム	平成19年10月31日
3810300057	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	重度訪問介護	株式会社コムスン宇和島ケアセンター	宇和島市佐伯町2-3-21佐伯町ハイム	平成19年10月31日
3814000026	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	居宅介護	株式会社コムスン愛南ケアセンター	南宇和郡愛南町御荘平城437番地1	平成19年10月31日
3814000026	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	重度訪問介護	株式会社コムスン愛南ケアセンター	南宇和郡愛南町御荘平城437番地1	平成19年10月31日

○愛媛県告示第 329 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年 3月11日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届出年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810100952	有限会社創夢会	松山市石風呂400	菊池伸一	居宅介護	有限会社創夢会	松山市石風呂400	平成19年10月20日
3810100952	有限会社創夢会	松山市石風呂400	菊池伸一	重度訪問介護	有限会社創夢会	松山市石風呂400	平成19年10月20日
3810600084	社会福祉法人光明会	西条市大町776-23	村上緑葉	居宅介護	ヘルパーステーション水の里	西条市大町776-23	平成19年11月9日
3810600084	社会福祉法人光明会	西条市大町776-23	村上緑葉	重度訪問介護	ヘルパーステーション水の里	西条市大町776-23	平成19年11月9日

○愛媛県告示第 330 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年 3月11日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届出年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810200026	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	居宅介護	株式会社コムスン今治天保山ケアセンター	今治市天保山町3-1-3	平成19年9月3日
3810200026	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	樋口公一	重度訪問介護	株式会社コムスン今治天保山ケアセンター	今治市天保山町3-1-3	平成19年9月3日
3810600076	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	松山市山西町997番地1	夏井幹夫	居宅介護	ホームヘルパーステーションいしづち苑	西条市朔日市269番地1	平成19年10月1日

3810600076	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部愛媛県済生 会	松山市山西町997番地 1	夏 井 幹 夫	重度訪問介護	ホームヘルパーステー ションいじづち苑	西条市朔日市269番地 1	平成19年 10月1日
------------	-------------------------------	------------------	---------	--------	------------------------	------------------	----------------

○愛媛県告示第 331 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年 3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉 サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3820100018	NPO法人どんまい	松山市白水台一丁目6 番地4	谷 本 圭 吾	共同生活援助	どんまいハウス・こも れび	松山市湊町三丁目2 - 23	平成18年 10月1日
3820100026	NPO法人ほっとねっ と	松山市湯月町3 - 3	屋 宮 康 紀	共同生活援助	ねっとハウス「くろー ばー」	松山市道後湯月町3 - 3	平成19年 3月26日
3810200109	社会福祉法人今治市社 会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目 9番地8	門 田 迪 郎	居宅介護	今治市社協介護サービ スセンター伯方	今治市伯方町木浦甲39 30番地1	平成19年 4月10日
3810200109	社会福祉法人今治市社 会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目 9番地8	門 田 迪 郎	重度訪問介護	今治市社協介護サービ スセンター伯方	今治市伯方町木浦甲39 30番地1	平成19年 4月10日
3810200091	社会福祉法人今治市社 会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目 9番地8	門 田 迪 郎	居宅介護	今治市社協介護サービ スセンター大三島	今治市大三島町野々江 2435番地2	平成19年 4月10日
3810200091	社会福祉法人今治市社 会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目 9番地8	門 田 迪 郎	重度訪問介護	今治市社協介護サービ スセンター大三島	今治市大三島町野々江 2435番地2	平成19年 4月10日
3810700066	大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地 1	田 上 隼 藏	居宅介護	大洲市社会福祉協議会 居宅介護事業所河辺	大洲市河辺町植松428 番地	平成19年 4月10日
3810700066	大洲市社会福祉協議会	大洲市東大洲270番地 1	田 上 隼 藏	重度訪問介護	大洲市社会福祉協議会 居宅介護事業所河辺	大洲市河辺町植松428 番地	平成19年 4月10日
3810400022	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	樋 口 公 一	居宅介護	株式会社コムスン八幡 浜中央ケアセンター	八幡浜市1569 - 14	平成19年 3月21日
3810400022	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	樋 口 公 一	重度訪問介護	株式会社コムスン八幡 浜中央ケアセンター	八幡浜市1569 - 14	平成19年 3月21日
3810400022	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	樋 口 公 一	行動援護	株式会社コムスン八幡 浜中央ケアセンター	八幡浜市1569 - 14	平成19年 3月21日
3810400048	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	樋 口 公 一	居宅介護	株式会社コムスンほな いケアセンター	八幡浜市保内町宮内1 番耕地276 - 1	平成19年 3月21日
3810400048	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	樋 口 公 一	重度訪問介護	株式会社コムスンほな いケアセンター	八幡浜市保内町宮内1 番耕地276 - 1	平成19年 3月21日
3810100135	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	樋 口 公 一	居宅介護	株式会社コムスン道後 ケアセンター	松山市石手四丁目2番 47号	平成19年 3月21日
3810100135	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	樋 口 公 一	重度訪問介護	株式会社コムスン道後 ケアセンター	松山市石手四丁目2番 47号	平成19年 3月21日
3810100143	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	樋 口 公 一	居宅介護	株式会社コムスン南斎 院ケアセンター	松山市南斎院町1009番 地1	平成19年 3月21日
3810100143	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	樋 口 公 一	重度訪問介護	株式会社コムスン南斎 院ケアセンター	松山市南斎院町1009番 地1	平成19年 3月21日
3810100168	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	樋 口 公 一	居宅介護	株式会社コムスンほう じょうケアセンター	松山市北条辻1126 - 1	平成19年 3月21日
3810100168	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	樋 口 公 一	重度訪問介護	株式会社コムスンほう じょうケアセンター	松山市北条辻1126 - 1	平成19年 3月21日
3811000011	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	樋 口 公 一	居宅介護	株式会社コムスン伊予 米湊ケアセンター	伊予市米湊975 - 4 亀 井店舗1階南側	平成19年 3月21日
3811000011	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁 目10番1号	樋 口 公 一	重度訪問介護	株式会社コムスン伊予 米湊ケアセンター	伊予市米湊975 - 4 亀 井店舗1階南側	平成19年 3月21日

3814000042	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	森 本 貞 實	居宅介護	愛南町社協西海居宅介護事業所	南宇和郡愛南町榎月212番地 1	平成19年 5月25日
3814000042	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	森 本 貞 實	重度訪問介護	愛南町社協西海居宅介護事業所	南宇和郡愛南町榎月212番地 1	平成19年 5月25日
3814000034	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	森 本 貞 實	居宅介護	愛南町社協一本松居宅介護事業所	南宇和郡愛南町一本松5049番地 1	平成19年 5月25日
3814000034	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	森 本 貞 實	重度訪問介護	愛南町社協一本松居宅介護事業所	南宇和郡愛南町一本松5049番地 1	平成19年 5月25日
3811300031	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番 1号	樋 口 公 一	居宅介護	株式会社コムスン四国中央ケアセンター	四国中央市上分町358番地 1	平成19年 6月29日
3811300031	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番 1号	樋 口 公 一	重度訪問介護	株式会社コムスン四国中央ケアセンター	四国中央市上分町358番地 1	平成19年 6月29日
3810600027	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番 1号	樋 口 公 一	居宅介護	株式会社コムスンいよ西条ケアセンター	西条市飯岡3759 - 1	平成19年 6月29日
3810600027	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番 1号	樋 口 公 一	重度訪問介護	株式会社コムスンいよ西条ケアセンター	西条市飯岡3759 - 1	平成19年 6月29日

○愛媛県告示第 332 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに東温市役所において告示の日から 4 週間縦覧に供する。

平成20年 3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フジグラン重信・ダイキ EX 重信	東温市野田三丁目 1 番13号外	大規模小売店舗の名称	フジグラン重信・ディック EX 重信	フジグラン重信・ダイキ EX 重信	平成18年 8月 5日	平成20年 2月28日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか36社	株式会社フジほか37社	平成19年 11月 2日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに東温市役所において告示の日から 1 週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 333 号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年 2月21日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年 3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘5毛
2～7 省略			

改 正 前

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘
2～7 省略			

○愛媛県告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北条市畑地帯総合土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年3月11日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	渡部正幸	松山市才之原甲232番地
"	野村宣昭	松山市善応寺甲505番地
"	村上光夫	松山市中西外387番地
"	田中秀則	松山市萩原甲208番地
"	白石一成	松山市浅海本谷甲399番地
"	原田裕三	松山市浅海原甲620番地
"	渡部宗良	松山市浅海原甲908番地2
"	長野佳彦	松山市大浦723番地
"	山本佳夫	松山市才之原甲223番地
"	徳永武三	松山市猿川甲592番地

"	別府忠雄	松山市高田甲99番地
"	森幹治	松山市八反地甲678番地
"	竹内義雄	松山市河野高山甲232番地1
"	猪木優	松山市佐古甲251番地
"	西村泉	松山市本谷甲333番地
監事	横山勝之進	松山市浅海本谷甲354番地5
"	森岡功	松山市立岩中村甲163番地
"	重松孝男	松山市夏目甲411番地2

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	渡部正幸	松山市才之原甲232番地
"	井手順二	松山市北条873番地
"	村上光夫	松山市中西外387番地
"	田中利宗	松山市萩原甲454番地
"	西谷久茂	松山市浅海本谷甲678番地5
"	原田裕三	松山市浅海原甲620番地
"	渡部宗良	松山市浅海原甲908番地2
"	長野佳彦	松山市大浦723番地

"	山 本 佳 夫	松山市才之原甲223番地
"	徳 永 武 三	松山市猿川甲592番地
"	別 府 忠 雄	松山市高田甲99番地
"	森 幹 治	松山市八反地甲678番地
"	竹 内 義 雄	松山市河野高山甲232番地 1
"	猪 木 優	松山市佐古甲251番地
"	西 村 泉	松山市本谷甲333番地
監 事	池 田 二 人	松山市浅海原甲328番地
"	森 岡 功	松山市立岩中村甲163番地
"	岡 崎 恒 夫	松山市夏目甲277番地

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 岡 莊 六	南宇和郡愛南町広見1797番地 2
監 事	山 本 武 明	南宇和郡愛南町正木610番地

○愛媛県告示第 335 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、一本松土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。
平成20年 3月11日

○愛媛県告示第 336 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・河内井手地区）の施行に平成20年 2月28日同意した。
平成20年 3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 337 号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第 881 号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成20年 2月21日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。
平成20年 3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第 2 条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第 2 条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第 2 条 第 2 項第 1 号から 第 4 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10 号に掲 げる者漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5 条に規	法第 2 条 第 2 項第 2 号から 第 5 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10 号に掲 げる者漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5 条に規	法第 2 条 第 2 項第 2 号から 第 5 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10 号に掲 げる者漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5 条に規	法第 2 条 第 2 項第 2 号から 第 5 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10 号に掲 げる者漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5 条に規	法第 2 条 第 2 項第 2 号から 第 5 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10 号に掲 げる者漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5 条に規		法第 2 条 第 2 項第 2 号から 第 5 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10 号に掲 げる者漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5 条に規	法第 2 条 第 2 項第 2 号から 第 5 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10 号に掲 げる者漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5 条に規	法第 2 条 第 2 項第 2 号から 第 5 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10 号に掲 げる者漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5 条に規	法第 2 条 第 2 項第 2 号から 第 5 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10 号に掲 げる者漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5 条に規	法第 2 条 第 2 項第 2 号から 第 5 号ま でに掲げ る融資機 関が、同条 第 1 項第 1 号から 第 5 号ま で及び第 10 号に掲 げる者漁 業近代化 資金融通 法施行令 (昭和44 年政令第 209号。以 下「令」と いう。)第 5 条に規

	定する団 体に限 る。)に貸 し付ける 場合	者(令 第5 条に規 定す る団 体に 限る。) に貸 し付 ける 場合		(同 号に 掲げ る者 にあ つて は、 令第 5条 に規 定す る団 体を 除く。) に貸 し付 ける 場合	掲げ る者 にあ つて は、 令第 5条 に規 定す る団 体を 除く。) に貸 し付 ける 場合
1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理 施設、漁業用資材保 管施設、漁船用油 供給施設、養殖池、 蓄養池、水産種苗生 産施設、養殖用作業 舎、水産物処理施設、 水産物保蔵施設、水 産物加工施設、製氷 冷凍施設、水産物等 運搬施設、水産物販 売施設又は漁業用通 信施設の改良、造成 又は取得に必要な資 金(漁船の改造、建 造若しくは取得に必 要なもの又は次号若 しくは第5号に掲げ るものを除く。)	年1分2 厘5毛	年1 分5 毛	年1 分2 厘5 毛	年4 厘5 毛	年4 厘5 毛
4～6 省略					
7 漁村情報処理・通 信施設(有線放送施 設及び有線放送電話 施設を含む。)、漁船 船員臨時宿泊施設、 漁業者研修施設、集 会施設、託児施設、 診療施設、水道施設、 ガス供給施設、下水 道施設、地域休養施 設、漁村広場施設、 漁村センター、生活 安全保護施設、連絡			同上	年4 厘5 毛	年4 厘5 毛

道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金					
8 省略					

道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金					
8 省略					

○愛媛県告示第 338 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年 3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年 3月11日から 3月25日まで

級河川国領川水系国領川に係る浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第 3 項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第 2 条第 1 項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び西条地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

平成20年 3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 339 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年 3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年 3月11日から 3月25日まで

○愛媛県告示第 341 号

水防法（昭和24年法律第 193 号）第14条第 1 項の規定により、二級河川中山川水系中山川に係る浸水想定区域を指定し、当該区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第 3 項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第 2 条第 1 項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び西条地方局建設部に備え置いて閲覧に供する。

平成20年 3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 340 号

水防法（昭和24年法律第 193 号）第14条第 1 項の規定により、二

○愛媛県告示第 342 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
19松局建（開）第58号 平成20年 2月27日	伊予郡松前町大字昌農内字在長534番 1	松山市高砂町三丁目 2 番20 ライプタウン高砂811号 上 野 学

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 3月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年 2月28日	特定非営利活動法人和み	越 智 みゆき	愛媛県伊予市上三谷甲3577番地 1	この法人は、地域の高齢者及び障害者に対して、その社会的自立の促進と生活の質的向上に関する事業を行い、認知症高齢者や高齢者の自立支援及びその家族の介護負担軽減を図るため、個性を大切にした居宅介護事業を行い、地域と社会の福祉活動の発展に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第8号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月11日

愛媛県選挙管理委員会委員長 藤 山 薫

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（平成6年10月愛媛県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程</p> <p>（選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出）</p> <p>第1条 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における<u>選挙運動の公費負担</u>に関する条例（平成6年愛媛県条例第24号。以下「条例」という。）第2条、<u>第6条又は第9条</u>の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、<u>第7条又は第10条</u>に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、<u>第7条又は第10条</u>の規定による届出をしなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>（選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等）</p> <p>第2条 候補者（前条第1項の届出をした者に限る。以下同じ。）は、条例第4条第2号イ、<u>第8条又は第11条</u>の規定による確認を受けようとする場合には、愛媛県選挙管理委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>（燃料供給業者等への確認書の提出）</p> <p>第3条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）、<u>条例第7条</u>に規定する有償契約を締結したピラの作成を業とする者（以下「ピラ作成業者」という。）又は<u>条例第10条</u>に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出）</p> <p>第4条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書、<u>ピラ作成証明書</u>又はポスター作成証明書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、<u>ピラ作成業者又は</u>ポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する選挙運動用自動車使用証明書、<u>ピラ作成証明書</u>及びポスター作成証明書は、それぞれ別記第4号様式から第6号</p>	<p>愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程</p> <p>（選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出）</p> <p>第1条 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における<u>選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営</u>に関する条例（平成6年愛媛県条例第24号。以下「条例」という。）第2条又は<u>第6条</u>の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条又は<u>第7条</u>に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条<u>又は第7条</u>の規定による届出をしなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>（選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等）</p> <p>第2条 候補者（前条第1項の届出をした者に限る。以下同じ。）は、条例第4条第2号イ<u>又は第8条</u>の規定による確認を受けようとする場合には、愛媛県選挙管理委員会に対し確認申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>（燃料供給業者等への確認書の提出）</p> <p>第3条 候補者は、前条第1項の確認を受けた場合には、直ちに、同条第2項の確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）<u>又は第7条</u></p> <p><u>に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者</u>（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出）</p> <p>第4条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書<u>又は</u>ポスター作成証明書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者<u>又は</u>第7条に規定するポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する選挙運動用自動車使用証明書<u>及び</u>ポスター作成証明書は、それぞれ別記第4号様式<u>及び</u>第5号</p>

様式までに準じて作成しなければならない。

(請求書の提出)

第5条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書(燃料供給業者にあつては当該証明書のほかに第2条第2項の確認書及び選挙運動用自動車に燃料を供給した事実を証する書類、ビラ作成業者にあつては当該証明書のほかに第2条第2項の確認書及び作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)、ポスター作成業者にあつては当該証明書のほかに第2条第2項の確認書)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求書は、別記第7号様式に準じて作成しなければならない。

様式 _____ に準じて作成しなければならない。

(請求書の提出)

第5条 契約業者等は、条例第4条又は第8条 _____ の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書 _____ 又はポスター作成証明書(燃料供給業者又は _____ ポスター作成業者にあつては当該証明書のほかに第2条第2項の確認書)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求書は、別記第6号様式に準じて作成しなければならない。

第1号様式その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように加える。

その2

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 愛媛県知事選挙
候補者 印

愛媛県選挙管理委員会委員長 様

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

第2号様式その1中「選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営」を「選挙運動の公費負担」に改め、同様式その2中「選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営」を「選挙運動の公費負担」に、「第8条」を「第11条」に改め、同様式その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように加える。

その2

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会委員長

様

年 月 日執行 愛媛県知事選挙

候補者

印

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から愛媛県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

第3号様式その1中「選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営」を「選挙運動の公費負担」に改め、同様式その2中「選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営」を「選挙運動の公費負担」に、「第8条」を「第11条」に改め、同様式その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように加える。

その2

確認番号

ビラ作成枚数確認書

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会委員長

印

記

1 年 月 日執行 愛媛県知事選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、愛媛県に支払を請求することはできません。

第6号様式その1中「選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成」を「選挙運動の公費負担」に改め、同様式その1備考1中「自動車燃料代確認書」の下に「及び選挙運動用自動車に燃料を供給した事実を証する書類」を加え、同様式その1（別紙）その2(2)備考中2を4とし、1を3とし、同様式その1（別紙）その2(2)備考3の前に次のように加える。

- 1 「燃料を供給した自動車の登録番号」は、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約書に記載された選挙運動用自動車に限られます。
- 2 「販売金額」欄には、燃料の供給ごとに実績を記載してください。

第6号様式その2中「選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営」を「選挙運動の公費負担」に、「第8条」を「第11条」に改め、同様式その2を同様式その3とし、同様式その1の次に次のように加え、同様式を第7号様式とする。

その2

請 求 書

(ビラの作成)

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

愛媛県知事 様

氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつてはその代表者の氏名

印

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 愛媛県知事選挙
- 4 候補者の氏名

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、愛媛県に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A × B = C	単価 D	枚数 E	金額 D × E = F	単価 G	枚数 H	金額 G × H = I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 D欄には、次により算出した額を記載してください。
 - (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
7円30銭
 - (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
 $365,000円 + 4円88銭 \times (当該作成枚数 - 50,000)$
当該作成枚数
..... 1銭未満の端数は切上げ
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

第5号様式を第6号様式とし、第4号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式（ビラ作成証明書の様式）（第4条関係）

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 愛媛県知事選挙
候補者 印

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
備 考	

備考

- 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が愛媛県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、愛媛県に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

145,000枚

(2) 限度額

ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
7円30銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
 $365,000円 + 4円88銭 \times (当該作成枚数 - 50,000)$

当該作成枚数

＝単価……1銭未満の端数は切上げ

単価×当該作成枚数＝限度額

附 則

この規程は、公布の日から施行する。